

敷地池における洪水調節対策に関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と 敷地土地改良区（以下「乙」という。）は、乙の管理する農業用ため池 敷地池（以下「ため池」という。）における洪水調節対策について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 台風及び水害又はこれに類する災害発生が予想される際に、ため池を活用した洪水調節を行うことにより、飯尾川上流域の内水氾濫を軽減し、防災・減災対策の強化を図る。

（洪水調節体制）

第2条 甲及び乙は、次の各号に該当する場合において、洪水調節体制をとるものとする。

- (1) 気象台から関係地域に対し、降雨に関する注意報、又は警報が発せられたとき。
- (2) その他洪水が予想されるとき。

（洪水調節体制における処置）

第3条 甲は、前条の規定による洪水調節体制をとったときは、関係者に連絡して、それぞれの担当部署に配置し、次の各号に掲げる処置をとるものとする。

- (1) 関係気象台、河川管理者、地元消防団（水防団）、その他の機関との連絡並びに気象、水象に関する観測及び情報の収集等を緊密に行う。
- (2) 乙に対して、ため池の水位、流入水量等の観察及び洪水調節能力確保の対策を指示する。

（洪水調節能力の確保）

第4条 乙は、洪水調節体制時において、ため池の洪水調節能力を確保するため、乙が管理するため池の水位調節を行うものとする。

2 前項に規定する水位調節を行う場合は、あらかじめ策定した洪水調節マニュアルに基づいて行うものとする。

（洪水調節体制の解除）

第5条 甲及び乙は、両者間の協議により、気象及び水象の状況について洪水警戒の必要がなくなつたと認めたときは、洪水調節体制を解除するものとする。

2 前項に規定する解除を行う場合は、前条第2項の規定を準用するものとする。

（安全管理）

第6条 乙は、洪水調節体制時においては、善良なる管理者の注意をもって事故等の発生防止に努めるものとする。

（管理負担金）

第7条 甲は、洪水調節体制における管理負担金として金50,000円を、この協定の期間満了までに乙に支払うものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定の期間は、協定締結日から1年間有効とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙両者から異論がない場合は、この協定と同一の条件で1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第9条 この協定に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年5月25日

甲 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

吉野川市
吉野川市長 原井敬


乙 徳島県吉野川市敷地482番地3

敷地土地改良区
理事長 佐友正男
